

国として初の業務禁止命令

改正特商法に基づき「部長」に発令

消費者庁は7月27日、健康食品を販売する電話勧誘販売業者の健康園（本社東京都、与世田明史社長）に対して、7月28日から10月27日までの3カ月間の業務停止命令を行った。同時に、同社の実質的な経営者であった春藤隆部長に対して、業務停止を命じた協定の業務を新たに開始することを禁止した。17年11月に改正特商法が施行されて以降、消費者庁が業務禁止命令を行うのは初となる。

健康園は、遅くとも17年1月以降、電話勧誘行為によって健康食品の販売を行う際に、契約書面の交付義務違反と、商品機能に関する不実告知を行っていたとして、クーリング・オフに関する事項や代表の氏名、売買契約の解除に関する事項などが記載されていなかった。電話での勧誘を行う際には、「がんにならないうためにこれを飲んでください」という「認知症にも効果があります」といった、治療や、症状の改善に効果があるかの

「取引対策部」として（取引対策部）と代表に対してではなく部長に対して業務禁止命令を行った理由については、「春藤部長が、同社の電話勧誘販売に関する業務を統括する立場にあ

り、業務の遂行に主導的な役割を果たしていたから」と話している。消費者庁は、春藤部長が健康園の電話勧誘販売と同種の業務を行う可能性を認定したかどうかについては、明らかにして

命令を出す場合は、特設の事情がない限り、業務禁止命令も併せて行うという基本方針を、福岡県や大阪府と同様、消費者庁も示した形だと考えている」と話している。

特商法では、業務禁止命令の対象となるのは、「業務停止命令を課せられる事業者の役員や「対象となる業務を統括する者」と定められている。業務禁止命令が行われれば、担当者の氏名が公表

されることになる。前出の千原弁護士は、「氏名が公表されれば、企業にも影響が出ると考えられている」と話している。



よつこ告
げていた
という。

業務禁止命令を
行った理
由につい
て消費者
庁では、
「業務停
止命令の
実効性を
より高め
るために
業務禁止
命令を行

いた。消費者庁では「今後も要件に該当すれば、引き続き厳正かつ適切に業務禁止命令を行っていく」と話している。

消費者庁が初めて業務禁止命令を行ったことについて、特商法に詳しい千原弁護士は、「3カ月の業務停止期間中に、新たな会社を設立して、同種の業務を行うという場合は、実質的に考えづ

ら。今後は、業務禁止命令を出す場合は、特設の事情がない限り、業務禁止命令も併せて行うという基本方針を、福岡県や大阪府と同様、消費者庁も示した形だと考えている」と話している。

特商法では、業務禁止命令の対象となるのは、「業務停止命令を課せられる事業者の役員や「対象となる業務を統括する者」と定められている。業務禁止命令が行われれば、担当者の氏名が公表

健康園が販売していた健康食品

業務禁止命令を行